

陸送協会ニュース

第203号

2026年1月

編集・発行者
一般社団法人日本陸送協会事務局
東京都港区海岸1丁目9番18号
国際浜松町ビル6階
電話 03-6803-4171

2026年 年頭挨拶



会長
北村 竹朗

はじめに

2026年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年は、ドナルド・トランプ氏が第47代米大統領に就任後、早々に全世界を相手に通商交渉を開始し、我が国もトランプ関税に振り回された上半期でありました。7月には、参議院選挙で連立与党が大惨敗を喫し政局が不安定になりましたが、その後、高市早苗氏が、日本初の女性総理大臣として第104代内閣総理大臣に就任し、連立を組み直し、新時代の幕開けとなりました。

陸送協会においては、昨年、創立60周年という節目の年を迎え、本部総会に合わせて記念式典を開催させて頂きました。国土交通省（国交省）から物流・自動車局の鶴田局長、一般社団法人日本自動車工業会（自工会）から江坂常務理事、又、全日本自動車産業労働組合総連合会（自動車総連）から金子会長を始め、多数の方のご臨席を賜りました。式典の中で、改正物流法（流通業務総合効率化法―新物効法と貨物自動車運送事業法―改正トラック法）が施行される2025年を「陸送・革新元年」と位置づけ、長年の商慣行を見直す絶好の機会と捉えて、活動を推進していく方針をお伝えしました。

新物効法の背景や狙いを陸送事業の実態に照らし合わせて、新車流通、中古車流通に係る潜在的な課題とその対応への考察を整理し、自工会を始めとした自動車関係諸団体とも共有化を図ったうえで、「陸送事業の改正物流法への対応」としてまとめ、国交省とも、意見交換する場を持つ事ができました。これまでの関係各社・各位のご協力に対して、改めて感謝を申し上げます。

私たちを取り巻く環境

さて、自動車の陸送を取り巻く環境を見てみると、2025年1月―6月の上半期は、型式認証関係の混乱により出荷停止を余儀なくされていた前年比では、110.2%と伸長したものの、7月―12月の下半期は、新型車の発売がなく、不安定な政局下で物価高対策が遅れたこともあり、クルマの購入の消費マインドが低下し、対前年で96.8%となったことから、2015年1月―12月では、前年から微増（103.3%）の約456万台となりました。

一方、中古車流通市場は、円安を背景に、中古車輸出が堅調に推移した結果、昨年並みの水準が維持されました。

長年、陸送協会が自動車産業政策や税制改正への要望として取り上げ、「陸送版2024年問題への取り組み概要」にも掲げた「中古車船積み時の放射線量検査の撤廃」や「環境性能割の撤廃」、「トリガー条項の凍結解除」については、大きく前進した一年になりました。線量検査については、自主検査に緩和され、2019年の自動車取得税の廃止に伴い導入された「環境性能割」や、1974年から50年以上課せられていた「ガソリンと軽油への暫定税率」は、令和8年度の税制改正大綱で廃止の閣議決定がなされ、関連法案が通常国会に提出されることになりました。自動車関連諸税改正に加え、い

わゆる「手取りを増やす」物価高対策によって、現在の「滞る消費マインド」を払拭する事が期待されています。

2026年度 重点取組

昨年4月に施行された「新・物効法」は、「陸送版2024年問題への取り組み」を後押しする法律、「改正トラック法」及び、6月に議員立法で成立したトラック事業適正化関連法（トラック新法）は、陸送協会の重点取組である「安全の確立」と「輸送秩序の確立」を担保する法律、そして、今月施行された中小受託取引適正化法（取適法―旧下請法）は、陸送協会の基本方針である「業界の地位の向上」「経営の安定」に寄与する法律として、今後の陸送協会の活動に弾みがつくものと期待をしております。

① 安全の確立

公道を職場とする私たち陸送事業者は、何よりも「安全の確立」を最優先に、取り組まなければなりません。2011年から国土交通省の後援を頂いて推進して参りました教育認定制度は、昨年まで、累計1,344人の方が認定されており、昨年の行政表彰は、関東支部より初めて大臣表彰を1名受賞となり、局長表彰4名、支局長表彰12名、そして中部支部からは、大臣表彰1名、局長表彰4名、支局長表彰8名、更に中国支部から支局長表彰1名となりました。今後、それ以外の運輸局への行政表彰の制度の導入を果たし、受賞を目指して活動を推進していく所存です。

商慣行の見直しや事業の適正化に向けた法整備がなされる中で、実輸送事業者として、「安全」に対する意識を更に高めていくために、本部の受講助成制度を拡大し、教育認定制度の更なる活性化を図り、支部表彰から本部表彰への協会の表彰制度を充実させ、行政表彰へ繋げていく「段階的な表彰制度の確立」を積極的に推進してま

いります。更には、インスタトラクターのモチベーションの向上を図るべく、表彰や教育派遣時の助成制度を増強し、教育認定制度や安全講習会の実施などの活動を広く社会にPRし、制度の活性化に繋げていきたいと思ひます。

② 輸送秩序の確立

「改正物流法」のもう一つの法律である「貨物自動車運送事業法」は、トラック事業者の取引に関する規定として、「元請け事業者や利用運送事業者」と「実輸送事業者」の下請け多重構造に対して、管理体制の強化や適正な運賃体系を整備する法律であります。

トラック事業 適正化関連法、通称「トラック新法」は、事業参入や運賃に関する規制緩和が自由競争、引いては、過当競争を招き、その結果、料金改定を阻み、労働環境の悪化を招き、輸送秩序を乱す結果となっているという背景から、「新しい規律への転換」を目指すとともに、白ナンバー利用の禁止といった「質の低い事業者の排除」を狙った法律となります。

輸送戦力のムダ使いになる「復路の空荷走行の強制」や「復荷料金の値引き抑制」など、輸送秩序の確立に大いに関係する法律として、協会内での意思統一を図っていきたくと思ひます。

③ 陸送事業の経営環境改善

「新・物効法」の狙いは、今まで、当たり前のように行われてきた「商慣行」を見直すことにより、乗務員の負荷を下げることであります。すなわち、乗務員が、ハンドルを握っている時間を削減するのではなく、非輸送時間を削減する活動を商慣行の見直しにより実現することを推進していきます。既に、潜在的な課題についての意見

交換を通じて、自動車諸団体には、ご理解は頂いているので、荷主と元請け事業者、輸送の依頼主と実輸送事業者との間で、効率化に向けた取り組みを進めて頂きたいと思ひます。

本年1月に施行された通称、取適法(旧下請法)は、人件費や機材、整備費などのコスト上昇への対応についての法律であり、トラック新法の狙いであるコストプラス視点の料金を定着させることにより、陸送協会の基本方針である「自動車業界における地位の向上」ひいては、「経営の安定化」に結び付けていきたいと思ひます。

④ 「規制改革活動」や「行政との連携の推進」

「陸送版2024年問題への取り組み概要」に示した積載車輸送事業と自走輸送事業に関する規制の緩和については、引き続き要請をしていきます。自動車先進国の中で、最もEV比率の低い我が国で、税制優遇措置によるEVの普及促進や日米自動車通商交渉に伴う日系の米国生産車両の日本への輸入促進などは、クルマの重量やサイズの大形化、荷扱い方法の変化などを伴い積載効率の悪化を招くこととなります。

本年は、商慣行の見直しによる「陸送事業の改正物流法への対応」を、自動車産業政策に応じた考察に進化させていくため、関係省庁に幅広く折衝して参ります。

やむを得ず

自動車産業においては、先端技術の開発や新しいサービスの提供に対して、今までのパワーバランスが大きく変化を遂げてきており、自動車メーカーが一社単独で対応する事には限界があり、系列や業種を超えた協業や提携、技術やサービスの補充による

規模の拡大を目指した統合など、世界規模で大きな地殻変動が起きています。

一方では、少子高齢化に伴う新しいモビリティ社会に求められる「クルマの使い方」や、電動化、自動化、そして知能化といった「クルマそのものに求める機能」が変化を遂げてきております。

生産と販売を結びつける我々陸送業界は、この大きな変化に対して、自動車業界を力強く支えていく使命を果たさなければなりません。



一年頭の辞
国土交通省 物流・自動車局次長 久保田 秀暢

令和8年の新春を迎えるにあたり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

国土交通省は、本年も、国民の安全と安心を守り、環境と調和のとれた「モビリティ社会」の実現に向けて、進展する自動車技術の潮流を捉え、自動車技術行政の各種施策の推進に不断の努力を続けてまいります。

1. 自動車の安全対策の推進等

安全・安心な社会の実現のため、自動車交通分野における安全確保は極めて重要です。このため、交通安全対策基本法に基づいて5年ごとに交通安全基本計画を策定し、「人」、「道」、「車」の各側面から、政府全体で対策を進めています。

物流・自動車局では、令和8年度から新たに第12次交通安全基本計画(令和8年度〜12年度)が始まることを踏まえ、昨年12月に設置した交通政策審議会陸上交通分科

最後に、会員各社のご理解と協力を賜り、本年7月より会費徴収規定の改正を行う運びとなりました。合わせて、会議運営費の削減やデジタル化の推進による本部運営費の削減を行い、各支部の組織拡充費の増加を図ります。

会員各社におかれましては、乗務員不足が解消されない中で、今まで以上に安全に配慮して、一つ一つの輸送を完遂し、確実におクルマをお届けする事を改めてお願いし、新年のご挨拶とさせていただきます。

会自動車部会技術安全WGにおいて、車両安全対策の到達度の評価・見直しを行います。その上で、今後5年間の車両安全対策の方向性を示し、車両安全対策を着実に推進してまいります。

(1) 車両安全対策

先進技術を搭載した自動車の開発・普及を産官学の連携により促進する「先進安全自動車(A-SV)推進プロジェクト」は、日本における交通事故削減に大きく寄与してきました。令和8年度は新たな第8期A-SV推進計画の初年度です。第7期A-SV推進計画の成果や社会情勢の変化、技術の進展を踏まえ、さらなる交通事故削減に向けて、A-SV技術の開発・普及に係る検討を進めてまいります。

自動車の安全性を評価・公表する「自動車アセスメント」については、令和8年度から新たに、出会い頭事故や二輪車との右直事故に対応した衝突被害軽減ブレーキ

等の評価試験を開始する予定です。また、これまで乗用車を主な評価対象としていたが、将来的に事業用自動車についても評価を行うために必要な検討を進めてまいります。今後も、さらなる安全技術の性能向上と普及の促進に向けて、車両の安全性等々の評価及びユーザーへの周知を行ってまいります。

少子高齢化が加速する我が国において、高齢運転者による交通事故の防止に対する社会的関心や要請は高まる一方です。このため、国土交通省は、衝突被害軽減ブレーキの装備義務化等により、先進的な安全技術を搭載した自動車の安全性向上と普及促進に取り組んでまいりました。その結果、現時点において、ほぼ全ての新車乗用車に衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術が搭載されています。また、ペダル踏み間違え時加速抑制装置について、我が国主導で議論してきた国連基準が昨年発効されたことを踏まえ、関係省令を改正し、令和10年9月以降の新型車に装着することが義務となりました。引き続き、高齢運転者等の事故の更なる削減に向けた取り組みを進めてまいります。

他方、このような先進安全技術は、あくまでもドライバーの安全運転を支援するものであり、その機能には限界があります。先進安全技術を過信・誤解したことによる事故も発生している状況を踏まえ、自動車ユーザーに対して、SNSや啓発動画等の様々な媒体を用いて、先進安全技術が正しく活用されるように情報発信を継続してまいります。

(2) 事業用自動車の安全対策

自動車運送事業の更なる安全性向上を図るため、運行管理の高度化や監査体制の強

化等の取り組みを進めてまいります。なかでも、日本郵便における点呼不備に関しては、引き続き、処分の適切な実施や再発防止の取り組みの監督等を通じ、安定的な輸送の確保を図ってまいります。

また、平成28年1月15日に軽井沢スキーバス事故が発生してから、まもなく10年が経とうとしています。国や関係業界は、このような事故が発生させないという強い決意を心に刻み、貸切バスの安全性向上に邁進しなければなりません。国土交通省としては、令和8年度から、「軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議」に代えて「貸切バス安全対策協議会(仮称)」を設置し、貸切バス全体について更なる安全対策の協議を行ってまいります。

(3) 自動運転車の社会実装の推進

自動運転は、地域を支えるバス・タクシー、重要な社会インフラである物流を支えるトラックといった自動車運送業における担い手不足の解決や、安全な自動車交通社会を実現するうえで大きな役割を果たすことが期待されています。このため、自動運転の社会実装・事業化を早期に進めて行くことが重要です。

国土交通省は、自動運転サービスの導入を目指す地方自治体に対して支援を行ってきており、昨年は全国67箇所を取り組み等を支援してきました。今後は、一人が複数車両の運行を遠隔監視するなど先進的な取り組みを重点的に支援してまいります。

また、自動運転技術の本格普及に向けて、国連のWP.29(自動車基準調和世界フォーラム)において、レベル3以上の自動運転システムの新たな国連基準の策定が進められています。日本は、我が国の自動車メーカー等が自動運転技術の実用化をリードで

きるよう、引き続き、国際的な議論を主導してまいります。また、国内では、令和9年度に、AI技術を用いた高度な運転支援機能を搭載した国産の自動運転車の販売が予定されていることから、その優れた技術の評価の仕組みについて、技術安全WG等で検討してまいります。

国土交通省は、このような状況を踏まえて、官民が一丸となり、自動運転の開発・普及促進により積極的に取り組めるよう、新たな第3次交通政策基本計画(令和8年度(12年度)において、自動運転サービス車両数を2030年度までに1万台とする数値目標を設定することを検討しています。今後、こうした取り組みを通じ、自動運転の普及・拡大に全力で取り組んでまいります。

(4) 自動車の検査・整備制度

自動車の検査・整備制度においては、自動運転技術など先進技術への対応や人材不足といった環境の変化を踏まえた対応が喫緊の課題となっています。

国土交通省は、このような環境の変化も踏まえながら、確実な点検整備を通じて、安全・安心で環境にやさしい自動車社会に貢献できるよう、制度改正等を行ってまいります。具体的には、昨年3月に訪問特定整備制度を創設しました。7月には、車載式故障診断装置(OBD)を活用した点検を可能とする点検項目の追加、整備士資格の実務経年数の短縮など、整備事業規制について大幅な見直しを行いました。また、組織的な違反に対しては事業場単位ではなく整備事業者全体を処分するなど違反行為に対する行政処分基準の見直しを行い、より厳格な対応を行うことを可能としました。引き続き、関係機関と連携し、未認証行為

等の情報収集・調査・指導を行ってまいります。

さらに、ディーラー等の現場の皆様を踏まえ、本年1月より、これまで制限されていた「新規登録前の指定部品の取り付け」を可能としました。この改正により、ディーラー等における業務フローの一層の効率化が図られることに期待しています。

自動車整備の高度化については、整備事業者の皆さまが先進技術の整備に対応できる体制整備を進めてまいります。純正スキヤンツールの活用機会拡充及び標準仕様制度の着実な運用、高度な整備に必要なスキヤンツールの購入補助等の環境整備に取り組んでまいります。

なお、一昨年10月から本格運用を開始したOBD検査等に用いるIDとパスワードは、認証工場に限り交付しています。これを他者に使用させることは処分等の対象となりますので、厳に慎むようご留意願います。

また、依然として無車検運行が確認されています。車検切れとなっている車両のユーザーに注意喚起をするほか、警察と連携して、街頭において可搬式のナンバー自動読み取り装置を用いて無車検運行車両を捕捉するなど、必要な対策を引き続き強化してまいります。

(5) 自動車の適切な維持管理

自動車の使用期間の長期化が進む中、バス火災や大型自動車の車輪脱落など、点検・整備を適切に行うことで防止できる事故が依然として発生しています。

国土交通省は、本年も、関係各位の協力を得ながら「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開するとともに、マスメディア

を通じて広報などにより点検整備の必要性や重要性を啓発し、自動車ユーザーに対して、適切な保守管理の徹底を図ってまいります。特に、大型車の車輪脱落事故については、皆様とともに取り組んでいる「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」において、大型車ユーザーや作業・保守管理を行う関係者に対して車輪脱落事故防止の周知・啓発を行っています。また、人為的な作業ミスを防止するための車輪脱落防止対策品が開発されたことから、その普及促進を行うことなどにより、引き続き、事故防止対策の徹底を図ってまいります。

「不正改造車を排除する運動」については、本年も継続して展開します。警察との連携強化により効果的な街頭検査を実施し、悪質な不正改造車を公道から排除してまいります。

(6) 自動車整備業の人材確保・育成及び生産性の向上

自動車のさらなる安全確保・環境保全のためには、自動車技術の進化に伴い、これまで以上に高度な技能や知識を持った自動車整備士が不可欠です。他方、厚生労働省の「職業安定業務統計」によると、自動車整備要員の有効求人倍率は5・09倍（令和6年度）に達しています。整備人材の不足は、自動車整備事業の基盤を揺るがすものであり、早急に効果的な対策を講じる必要があります。

このため、国土交通省は、若者に対し自動車整備士の魅力を伝えるため、「Japan Mobility Show 2025」において、自動車関係団体からなる「自動車整備人材確保・育成推進協議会」と協力し、自動車整備士体験イベントブース「チャレンジ！未来の整備士」を出展しました。高校訪問等によ

る整備士のPR、ポスター等による女性や若者の整備士に対するイメージの向上、SNSを活用した情報発信などの取り組みも進めています。

また、令和5年3月に「自動車整備の高度化に対応する人材確保に係る検討WG」においてとりまとめた人材確保対策を踏まえ、「自動車整備人材確保・育成推進協議会」と協力し、様々な取り組みを行っています。特に、自動車整備士の待遇改善と人材育成の観点で策定した「自動車整備士等の働きやすい・働きたいのある職場づくりに向けたガイドライン」について、昨年6月に改訂し、より多くの自動車整備事業者に本ガイドラインを活用していただけるよう、周知・啓発を進めてまいりました。引き続き、本ガイドラインの活用を促進してまいります。さらに、先進技術に対応した整備に係る講習や人材確保・育成セミナーの開催等、各地域の整備事業者が主体的に連携し、課題の解決に取り組むことができるよう、積極的に支援してまいります。

外国人材の受入れ環境の整備について、昨年5月、『自動車整備分野「特定技能外国人」受入れのためのガイドブック』を策定しました。また、令和6年7月に評価試験を開始した「特定技能2号外国人」については、在留期間の更新回数に制限がなく、長期雇用を前提に外国人材の確保や育成を進めることが可能となるなど、自動車整備分野の人材不足の解消につながるものと期待しています。引き続き、整備事業者の皆様の見解を伺いながら、外国人材に係る制度の適正な運用に尽力してまいります。

また、自動車整備業の持続性確保、人材確保につながる待遇改善や人材育成には、生産性を向上する取り組みが重要です。自

動車整備業等を経営する中小企業者等は、中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けて、一定の機器・設備等を購入した場合に即時償却又は税額控除を受けることができることから、本制度をはじめとした各種支援策を有効にご活用ください。

(7) リコール制度・ユーザーへの情報提供
リコールの適正かつ着実な実施を図り、ひいては自動車ユーザーの安全・安心を確保するため、引き続き、「自動車不具合情報ホットライン」の周知や、自動車技術総合機構と連携した不具合情報の収集や調査分析に取り組んでまいります。

また、国土交通省は、自動車の適切な使用のための啓発活動も行っており、昨年は、運転支援システムの特長や注意点を解説した動画等をホームページで公開しました。今後も、こうした自動車ユーザーへの啓発活動等も通じて、交通事故の未然防止に取り組んでまいります。

(8) 自動車型式指定に係る不正行為の防止
複数の自動車メーカー等において明らかとなった認証不正事案について、令和6年12月に外部有識者を含めた検討会でとりまとめられた再発防止策を踏まえ、今年4月に自動車メーカー等に対して認証業務に係る内部統制の強化・徹底を求めることを柱とする関係法令を施行します。

今後も、自動車ユーザーの信頼と安全・安心の確保という共通の目的に向けて、自動車業界と協力して、未来を見据えた取り組みを進めてまいります。

2. 自動車の環境対策

(1) 自動車カーボンニュートラルに向けた取り組みの推進

2050年カーボンニュートラルの実現や、温室効果ガスの2030年度46%削減の達成には、我が国のCO₂排出量の約2割を占めている運輸部門、とりわけ、その大宗を占める自動車分野の低炭素化・脱炭素化が不可欠です。

電気自動車も対象を含む2030年度を目標年度とする乗用車の燃費基準では、実燃費改善技術を評価する制度の導入やカタログ等における燃費性能の表示等を通じて、引き続き、燃費・電費の性能の優れた自動車の更なる普及を推進してまいります。また、重量車については、2025年度を目標年度とする燃費基準において、燃費の改善だけでなく電気自動車等の導入を評価するなど、重量車の電動化がより一層進むよう取り組んでまいります。あわせて、カーボンニュートラル実現に向け、自動車のライフサイクルにおけるCO₂排出量の国際的に統一した評価手法の確立や交換式バッテリー対応した国連基準の策定にも取り組んでまいります。

また、産学官連携のもと、重量車の電動化技術や水素・合成燃料をはじめとするカーボンニュートラル燃料を利用する内燃機関分野等の開発促進の強化を図る事業を進めてまいります。

さらに、商用電動車（トラック、バス、タクシー）の更なる普及を図ることも重要です。このため、関係省庁とも連携して商用電動車及び充電設備等の導入支援に取り組むとともに、自動車メーカーによる更なる技術開発を促すことなどを通して、商用電動車のラインナップの拡充や性能向上、一層の普及促進に取り組んでまいります。

(2) 自動車排出ガス対策の推進
自動車排出ガス対策については、これま

でも、全ての車種において世界最高水準の排出ガス規制を実施してきました。

具体的には、WP・29において成立した「路上走行時の軽・中量車排出ガスに係る協定期則（規則第168号）」を令和6年に保安基準に導入しました。また、中央環境審議会の「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第14次答申）を踏まえ、自動車から排出される粒子状物質について、ディーゼル車及びガソリン直噴車を対象として、粒子数（PN：Particle Number）の基準を順次適用しています。

今後、国連基準の動向や中央環境審議会の答申を踏まえ、大気環境の保全のために必要な取り組みを進めてまいります。

3. 自動車の安全・環境基準の国際調和及び認証の相互承認の推進

日本は、WP・29における国連基準の策定・改正を主導し、アジア地域における国連基準に基づく認証の相互承認への参画を推進してきました。

具体的には、欧州以外の国として初めてWP・29の副議長を務め、昨年11月の会合では、枠組みを世界に開かれたものとする重要性を訴えるとともに、今後、議長として積極的に貢献する用意がある旨を表明しました。引き続き、自動車の安全・環境基準の国際調和に向けた議論の主導に努めてまいります。

また、アジア等の新興国の国連協定加入を促進した結果、カンボジアでは協定加入に向けた手続きが進んでおり、ASEAN加盟国として5ヶ国目の国連協定加盟国となる見込みです。国連協定に基づく自動車基準認証の相互認証がアジア地域で着実に拡大していることから、ASEAN諸国に

対し、国際基準調和に係る人材育成等に積極的に協力してまいります。

さらに、昨年9月の日米間の枠組み合意に関する共同声明を踏まえ、日本の交通環境における安全を確保しつつ、米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車を追加試験なしで受け入れるための保安基準等の改正案について、昨年12月にパブリックコメントを開始しました。国民の安全・安心の確保を前提に、パブリックコメントの結果を踏まえ、制度整備を行ってまいります。

4. 自動車保有関係手続におけるDXの推進等

自動車登録検査関係手続については、申請者の利便性を高めるとともに、運輸支局等における業務効率化や混雑緩和を図るため、DXを強力に推進します。

具体的には、まず、OSS申請の一層の拡大と利便性向上を目指し、自社等において自動車検査証の有効期間の更新等が可能となる記録等事務代行制度の普及を推進してまいります。

令和10年1月の次期MOTASシステム稼働を契機として、自動車登録検査関係手続のDXを進めます。具体的には、記録等事務代行者からのOSS申請について、従来の開庁時間に加えて平日夕方や土日祝日の審査を可能とします。また、原本の提出が必要となる登録手続について、「添付書類の電子提出サービス」を導入し、申請時の運輸支局等への出頭を不要とします。さらに、運輸支局等の窓口で自動受付機や自動交付・更新機、ドライブスルー型自動更新機を導入することにより、OCRシートの廃止やクレジットカード・二次元コード

決済・専用プリペイドカードによるキャッシュレス決済の導入等を図り、ペーパーレス・キャッシュレス化を推進します。また、保安基準適合証及び自賠責保険証明書については電子情報による事前登録を前提とし、「紙」による取扱いを原則廃止します。

これらの取り組みを実現するためには、未だ利用率が低い中間登録のOSS申請の拡大や、全ての指定自動車整備事業者による電子保安基準適合証の交付など、関係者の協力が不可欠です。引き続き、関係者の皆様と連携を図りながら、申請者にとってより便利で円滑な手続の実現に向けて取り組んでまいります。



年頭の辞
国土交通省 物流・自動車局自動車情報課長 櫻井 紀彦

新年あけましておめでとうございます。令和8年の新春を迎えるにあたり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

本年も、自動車の流通や各種行政施策の基盤となる自動車登録制度を適切に運用するとともに、ユーザーの皆様の利便性の向上、ひいては、我が国の自動車関連産業の発展や地域経済の活性化に貢献できるよう、以下の施策を中心に取り組んでまいります。

まず、自動車登録検査関係手続について、令和10年1月の次期システム稼働を契機として、DXを強力に推進してまいります。

第一に、OSS申請の更なる利便性向上です。記録等事務代行者によるOSS申請について平日夕方及び土日祝日も対応します。また、昨年4月より一部の運輸支局等において開始している添付書類のPDFファイルによる提出を全国で可能とし、添付書類の提出のための運輸支局等への出頭を不要とします。

このほか、昨年7月に交付を開始したGREEN×EXPO 2027特別仕様ナンバープレートをはじめ、地域振興・観光振興やイベントの機運醸成に資する図柄ナンバープレートについて、引き続き、その普及促進を図ってまいります。

第二に、運輸支局等の窓口申請の利便性向上と混雑緩和です。自動受付機、自動交付・更新機及びドライブスルー型自動更新機を導入することにより、OCRシートを廃止するとともに、クレジットカード、二次元コード及び専用プリペイドカードによるキャッシュレス決済の導入を図り、ペーパーレス・キャッシュレス化を進めます。

その実現のため、令和10年1月より保安基準適合証及び自賠責保険証明書は電子情報による事前登録を前提とし、「紙」での取扱いを原則廃止します。

第三に、申請者に対する情報提供サービスの拡充です。検査予約システム等を通じて、次回継続検査における手数料及び重量税額のほか自動車税及び放置違反金の滞納状況等を確認できるようにします。また、窓口での待機時間を減らすため、車検証の交付準備が整った申請について、電光掲示板で表示するとともにお持ちのスマートフォン等へ連絡するシステムを導入します。

令和10年にこれらの施策を確実に実現するためには、記録等事務代行制度や中間登録におけるOSS申請の利用拡大、全ての指定整備事業者による電子保安基準適合証の交付など、関係者の皆様のご協力が不可欠です。引き続き、関係者の皆様のご協力を仰ぎながら、申請者にとってより便利で円滑な手続の実現に向けて取り組んでまいります。

加えて、回送運行許可申請手続についても、申請者利便向上及び運輸支局職員の負担軽減の観点から、手続のオンライン化を検討してまいります。

このほか、地域振興・観光振興やイベントの機運醸成に資する図柄ナンバープレートについて、引き続きその普及促進を図ってまいります。

具体的には、図柄ナンバープレート（地方版）については、図柄のみの第5弾、ご当地ナンバーを伴う第6弾の導入に向けて、今春に導入要綱を改定し、それぞれ導入を希望する地域の募集を開始する予定です。制度の持続性に配慮しつつ新たに導入を希望される地域の期待に応えられるよう対応してまいります。

図柄ナンバープレート（全国版）については、地方版のモノトーン図柄の廃止に伴

い導入を決定した新たなモノトーン基調の図柄を令和10年度に導入するべく、本年度からテーマ及びデザイン案募集要綱の検討を進め、令和8年度中にデザイン案の募集を開始する予定です。現在、図柄ナンバープレートをご利用いただいているユーザーだけでなく新たなユーザーにも取り付けていただけるよう対応してまいります。

また、昨年から期間限定で交付を開始したGREEN×EXPO2025特別仕様ナンバープレートについて、引き続き普及促進を図り、園芸博の開催機運醸成に取り組んでまいります。

さらに、二輪車の希望ナンバー制度について、令和8年度内に滞りなく開始できるように、引き続き関係者の皆様のご協力を仰ぎながら、準備を進めてまいります。

以上、本年に予定しております主な施策を紹介させていただきましたが、関係の皆様におかれましては、これらの施策の推進にあたり、本年におきましてもこれまでと変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様にとりまして本年がよりよい1年となりますよう心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本部だより

令和7年11月定例理事会

日時 令和7年11月19日（木）
14時45分～16時20分
場所 東京都トラック総合会議館
6階中会議室

議事（審議事項）

- (1) 会費徴収規程の改定（案）について
- (2) 会議後の懇親会の取り扱い（案）について
- (3) 入会申込書様式の改正（案）について
- (4) 令和7年度 事業実績及び決算見込

について

(5) 令和8年度 事業計画（案）及び収支予算（案）について

(6) 会員の入退会について

(7) 令和7年度日本陸送協会 短・中期活動計画について

・日本陸送協会 部会・委員会のワーキングからの報告等

(8) その他

① 令和7年度 高さ指定道路の追加要望について

② 令和7年回送運行許可標板及び自動車運搬専用車等調査の結果（速報）について

③ 令和8年度 優良従事者表彰 推薦割当（案）について

④ 令和7年度行事予定及び令和8年度行事予定（案）について

⑤ 「デジタル化推進」の検討状況

⑥ 令和7年度通常総会日程等



支部だより

教育・認定制度

関東支部

積載ドライバー教育
開催日 令和7年11月15日（土）
会場 埼玉県上尾市上野45-1
ゼロ・プラス関東埼玉カスターマーサービスセンター

（案）について
各事項について承認された。

第17回事務局長会議

日時 令和7年12月19日（金）
13時30分～15時30分
場所 東京トラック健保会館 7階
出席者 各支部事務局12名、本部3名
議事

- (1) 会費徴収規程の改定について
- (2) 会議後の懇親会の取扱いについて
- (3) 令和7年度の高さ指定道路追加要望について
- (4) 令和7年回送標板及び積載車保有台数等調査の結果について
- (5) 令和8年度優良従事者表彰割当について
- (6) 支部総会の開催日程について
- (7) 教育認定関係について
- (8) 協会ニュース・会員名簿について
- (9) 令和7年度日本陸送協会 短・中期活動計画について
- ・日本陸送協会 部会・委員会のワーキングからの報告
- などの討議に続き各支部からの報告及び情報共有を行った。

出席者 トレーナー 8名
受講者 7名

◆受講者の声

- ・会社での教育指導以上の内容が多かった。他の社員にも共有したいと思います。
- ・知らなかった事を多く学べ、今後の日常作業に役立てようと思いました。
- ・知らない事などもあり、とても勉強になりました。
- ・今回の講習で普段の自分の作業を見直し今後に活かしたいと思いました。
- ・普段気が付かない視点を指導して頂き、大変勉強になりました。
- ・この講習を元に安全作業、安全運転に努めたいと思います。
- ・本日学んだ事を活かし、教育する際にも新人の方への教育の質を上げ、事業所全体で作業の質を上げていきたいです。



座学



実技

自走ドライバー教育

開催日 令和7年11月21日(金)

会場 神奈川県川崎市幸区堀川町58
ソリッドスクエア西館1階会議室

出席者 トレーナー 5名
受講者 5名

◆受講者の声

- ・他社の方の考え方が聞けるなどとして勉強になり、基本に戻って振り返る事は良い事だと思いました。
- ・より一層安全に輸送するという意識を持ち仕事を行っていききたいと思えます。
- ・初心を思い出し安全や業務について振り返る事が出来る良い機会でした。
- ・日頃の作業に対して安全確認の至らない部分があり、出来ていない所がある様に思われました。これ等を反省し戻ってからも皆さんの指導に役立てられる様に努め、今後も安全運転を心掛けていきたいと思えます。
- ・学んだ事を会社に戻り展開、情報を共有化し反映していききたいと感じました。



座学



実技

中国支部・四国支部

中国支部 四国支部 合同開催
積載ドライバー教育

開催日 令和7年11月15日(土)
会場 広島五日市港

(株カイソー五日市配送センター)
出席者 四国支部 柴田事務局長 中国支部各役員・支部会員・事務局
トレーナー 3名

◆受講者の声

- ・今回の講習で初心に戻れ 一つ一つの作業の振り返りができ、これからも安全意識を高めて参ります。
- ・基本作業など再確認できた。他社の乗務員の方と受講することで今まで作業手順がより意味があるのだと感じたので引き続きルール手順を守り安全運転・安全作業を心掛け、事故・ケガが無いように努めて参ります。
- (四国支部)
- ・今まで以上に安全作業を心掛けようと思えました。
- ・トラックの死角の体験や左右のバックミラーの見え方に違いを体験でき、より安全運転に活用します。



座学



実技

近畿支部

自走ドライバー教育

開催日 令和7年11月16日(日)
会場 大阪府池田市ダイハツ町1-1
ダイハツ輸送株式会社内会議室

出席者 支部役員、事務局、会員 計13名
トレーナー 2名

◆受講者の声

- ・「慣れ」で仕事をしていた部分があったことを認識しましたので、気を引き締めていきます。
- ・一つ一つの作業を大切に、常に慌てず落ち着いて業務に取り組んでいきます。
- ・「基本」がいかに重要か理解できました。現場に持ち帰り、みんなと共有し今後活かしていきます。



座学



実技



実技

陸送協会ニュース ● 発行日 2026年1月 ● 編集・発行者 一般社団法人日本陸送協会事務局

東京都港区海岸1丁目9番18号 電話03(6803)4171 国際浜松町ビル6階

入退会情報

- 入会 (0社)
入会はございません
- 退会 (0社)
退会はございません

経過・予定

- | | |
|------------------------------------|------------------------|
| 経過報告 | 今後の予定 |
| 11/15 教育・認定制度 関東支部
積載ドライバー教育 | 1 /21 正副会長会議兼総務部会 |
| 11/15 教育・認定制度 中国・四国合同
積載ドライバー教育 | 1 /21 1月定例理事会 |
| 11/16 教育・認定制度 近畿支部
自走ドライバー教育 | 2 /19 2月臨時理事会 |
| 11/19 11月定例理事会 | 2 /19 日本陸送協会 令和7年度通常総会 |
| 11/21 教育・認定制度 関東支部
自走ドライバー教育 | 2 /27 九州支部総会・優良従事者表彰式 |
| 12/19 事務局長会議 | 3 / 5 四国支部総会・優良従事者表彰式 |
| | 3 / 9 北海道支部総会・優良従事者表彰式 |

会員の皆様へ

令和7年度通常総会のお知らせ

(一社) 日本陸送協会の令和7年度通常総会が品川プリンスホテルにて開催されます。

日時：2月19日 (木) 15：30～
場所：品川プリンスホテル メインタワー

事務局からの新年の挨拶

謹賀新年

陸送業界発展のため
本部一同 頑張って参りますので
本年も変わらぬご厚誼のほど宜しくお願い申し上げます。

(一社) 日本陸送協会 本部事務局 一同

